

◎新潟県告示第515号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（三条地域振興局）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）中之島中部地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成24年7月17日から平成25年3月7日まで
- 3 作業地域 長岡市中之島中条、末宝、並木新田、島田 他 地内